

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和45年3月1日に喪失し、同社B事業所に係る被保険者資格を同年4月1日に取得したことであり、申立期間に空白が生じている。しかし、私は、当時、同社B事業所が稼働して間もないこともあり、同社のC事業所で研修を受け、その後、同社B事業所へ転勤したため、申立期間が空白となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、A社及び同社B事業所に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年2月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 頃 から 同年 3 月 頃 まで

私は、昭和 33 年 2 月 頃、A 市にあった B 事業所に就職し、C 地域にある D 工場の清掃業務に従事していたが、清掃中に天井から銅の塊が落下し、私の腰部を直撃したので意識不明となり、病院に搬送された。同年 3 月 頃、医師から腰部及び下肢機能不全により職場復帰は困難であることを告げられたため帰郷したが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所への入社の際及び従事した業務内容等に係る申立人の詳細な記憶、並びに申立事業所及び申立事業所に係る申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の回答などから判断すると、申立人が C 地域にある D 工場の清掃作業に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立事業所の上司及び同僚の名前を記憶しておらず、申立事業所も、「当社の資料から、当時、A 県の C 地域にある D 事業に関わっていたと思われるが、人事記録等の関連資料を保管していないため、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と回答している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 28 年 2 月 1 日から 33 年 12 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、連絡先が判明した 13 人に照会したところ、8 人から回答を得たが、申立人を知っていると回答した者はおらず、D 工場の清掃作業に従事していたとする者もないことから、申立人の勤務実態の詳細について確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、申立事業

所の総務担当者も、「当時は、日々雇用の労働者を多く採用していた。D工場の清掃作業に従事している者は、日々雇用の労働者であり、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと思われる。」と回答している上、前述の8人のうち現場監督であったとする一人も、「当時はまだ、現場作業員まで厚生年金保険に加入する時代ではなかった。現場では下請事業所や孫請事業所の労働者も働いていた。」と回答している。

さらに、申立人は、労災事故による補償を受けたと主張していることから、管轄労働基準監督署に照会したが、同署は、「当時の資料が保存されておらず、不明である。」と回答している。

加えて、申立事業所に係る被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。